

市町関係 4 団体研修等事業助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、県内市町における地方自治発展に寄与することを目的とする市町関係 4 団体（以下「団体等」という。）に対して、公益財団法人広島県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が交付する助成金について、公益財団法人広島県市町村振興協会助成金交付規程（平成 25 年 5 月 28 日規程第 16 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「市町関係 4 団体」とは、次に掲げる団体をいう。

- (1) 広島県市長会
- (2) 広島県町村会
- (3) 広島県市議会議長会
- (4) 広島県町議会議長会

2 この要綱において、「市町職員等」とは、県内市町の職員のほか、団体等の職員をいう。

(対象事業等)

第 3 条 助成金の対象事業は、団体等が実施する事業で、次の各号に定めるものとする。

- (1) 市町職員等の資質向上を目的とする研修事業
- (2) 県内市町の共通課題解決に資する調査研究事業
- (3) 他の関係団体との連携又は協調を図る政策調整事業

2 助成対象経費は、前項に規定する事業の実施に必要な経費とし、別に定めるところによる。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、毎事業年度の予算で定める額の範囲で理事長が定める額とする。

(交付の申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする団体等は、市町関係 4 団体研修等事業助成金交付申請書（別記様式第 1 号）をこの法人に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第 6 条 この法人は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきと認めるときは、市町関係 4 団体研修等事業助成金交付決定通知書（別記様式第 2 号）により、当該団体等に通知するものとする。

(助成金の変更交付申請)

第 7 条 助成金の交付決定を受けた団体等が、申請の内容を変更しようとするときは、速やかに市町関係 4 団体研修等事業助成金変更交付申請書（別記様式第 3 号）をこの法人に提出するものとする。

ただし、変更内容が軽微で助成金の交付決定額に不用額が生じない場合は、これを

省略することができる。

(助成金の変更交付決定)

第8条 この法人は、前条の規定による助成金の変更交付申請があったときは、当該申請の内容を審査した上で助成金の額を決定し、市町関係4団体研修等事業助成金変更交付決定通知書(別記様式第4号)により、申請のあった団体等に対し通知するものとする。

(事業報告及び請求)

第9条 助成金の交付決定を受けた団体等は、助成対象事業が完了したときは、速やかに市町関係4団体研修等事業助成金実績報告書(別記様式第5号)をこの法人へ提出するものとする。

2 前項に規定する報告書を提出した団体等は、市町関係4団体研修等事業助成金(概算払)交付請求書(別記様式第6号)により、この法人へ助成金の交付請求ができる。

3 第1項の規定にかかわらず、事業未完了その他の事由により、事業報告ができない場合であっても、概算払交付請求ができるものとする。

この場合において、事業完了後速やかに、第1項の規定に基づく事業の報告を行うとともに、概算払交付を受けた助成金の額に不用額が生じたときは、速やかに当該不用額をこの法人に返還しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月28日から施行し、公益財団法人広島県市町村振興協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から適用する。